

参照条文（性的姿態の撮影関係）

刑法（明治40年法律第45号）

（没収）

第19条 次に掲げる物は、没収することができる。

- 一 犯罪行為を組成した物
- 二 犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物
- 三 犯罪行為によって生じ、若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物
- 四 前号に掲げる物の対価として得た物

2 没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これを行うことができる。ただし、犯人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知って取得したものであるときは、これを没収することができる。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第123条 押収物で留置の必要がないものは、被告事件の終結を待たないで、決定でこれを還付しなければならない。

- 2 押収物は、所有者、所持者、保管者又は差出人の請求により、決定で仮にこれを還付することができる。
- 3 押収物が第110条の2の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体で留置の必要がないものである場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならない。
- 4 前三項の決定をするについては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かななければならない。

第222条 第99条第1項、第100条、第102条から第105条まで、第110条から第112条まで、第114条、第115条及び第118条から第124条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第218条、第220条及び前条の規定によつてする押収又は捜索について、第110条、第111条の2、第112条、第114条、第118条、第129条、第131条及び第137条から第140条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第218条又は第220条の規定によつてする検証についてこれを準用する。ただし、司法巡査は、第122条から第124条までに規定する処分をすることができない。

2～7 (略)

第496条 没収物は、検察官がこれを処分しなければならない。

第498条の2 不正に作られた電磁的記録又は没収された電磁的記録に係る記録媒体を返還し、又は交付する場合には、当該電磁的記録を消去し、又は当該電磁的記録が不正に利用されないようにする処分をしなければならない。

2 不正に作られた電磁的記録に係る記録媒体が公務所に属する場合において、当該電磁的記録に係る記録媒体が押収されていないときは、不正に作られた部分を公務所に通知して相当な処分をさせなければならない。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）

（目的）

第1条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性に鑑み、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を規制し、及びこれらの行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「児童」とは、18歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）をすることをいう。

一～三 (略)

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の
 姿態
- 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係
 る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的
 な部位（性器等若しくはその周辺部、^{てん}臀部又は胸部をいう。）が露出され
 又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

（児童ポルノ所持、提供等）

第7条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の
 意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らか
 に認められる者に限る。）は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第2条第3項各号のいずれか
 に掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した
 情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに
 至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）
 も、同様とする。

2 児童ポルノを提供した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に
 処する。電気通信回線を通じて第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の
 姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した
 電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦
 に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行
 為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

4 前項に規定するもののほか、児童に第2条第3項各号のいずれかに掲げる
 姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写す
 ることにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第2項と同様と
 する。

5 前二項に規定するもののほか、ひそかに第2条第3項各号のいずれかに掲
 げる児童の姿態を写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写するこ
 とにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第2項と同様とする。

6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、
 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 電気通信回線を通じて第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視
 覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記
 録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

- 7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。
- 8 第6項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）

（目的）

第1条 この法律は、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穩を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通によって名誉又は私生活の平穩の侵害があった場合における特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）の特例及び当該提供等による被害者に対する支援体制の整備等について定めることにより、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「私事性的画像記録」とは、次の各号のいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像（撮影の対象とされた者（以下「撮影対象者」という。）において、撮影をした者、撮影対象者及び撮影対象者から提供を受けた者以外の者（次条第1項において「第三者」という。）が閲覧することを認識した上で、任意に撮影を承諾し又は撮影をしたものを除く。次項において同じ。）に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。同項において同じ。）その他の記録をいう。

- 一 性交又は性交類似行為に係る人の姿態
- 二 他人が人の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下この号及び次号において同じ。）を触る行為又は人が他人の性器等を触る行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三 衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であって、殊更に人の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、^{でん}臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

2 この法律において「私事性的画像記録物」とは、写真、電磁的記録に係る

記録媒体その他の物であって、前項各号のいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像を記録したものをいう。

(私事性的画像記録提供等)

第3条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。

3 前二項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

4 前三項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

5 第1項から第3項までの罪は、刑法(明治40年法律第45号)第3条の例に従う。

軽犯罪法(昭和23年法律第39号)

第1条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

一~二十二 (略)

二十三 正当な理由がなくて人の住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服をつけないでいるような場所をひそかにのぞき見た者

二十四~三十四 (略)